

平成29年11月1日
自動車局整備課

ユーザー代行車検を受検した自動車の分解整備に関するアンケート調査を実施します

自動車の「分解整備」は認証工場に依頼するよう啓発を行うとともに、「分解整備」を違法に行う事業者の情報収集を行うことを目的としたアンケート調査を実施します。

自動車を安全・安心に使用していくためには、適切に定期的な点検と整備（定期点検整備）が行われることが重要です。定期点検整備においては、安全上重要なブレーキ等を分解して整備する「分解整備」を伴うことがあります。

「分解整備」を業として実施するには、道路運送車両法に基づく、国の認証を受けなければならないため、認証を受けていない事業者が車検を請け負い、ユーザー車検の手続を代行した場合、定期点検整備が確実に実施されていないおそれがあります。

【アンケートの対象となる自動車ユーザー】

以下の条件をすべて満たすユーザーを対象とし、無作為に抽出します。

- ① 平成29年7月から9月に車検を受検したもの
- ② 車検申請時に、点検整備記録簿を提示したもの
- ③ 受検形態が「その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）」のもの



【アンケートの内容】

- ① 点検整備記録簿の保管状況
- ② 定期点検整備における交換部品
- ③ 定期点検整備の実施者
- ④ 車検の依頼先の形態 など

【調査実施期間】

平成29年11月上旬にアンケートを送付、平成29年11月末までにアンケートを回収

本アンケートにおける、点検整備や分解整備事業に関する「よくあるご質問」はこちらで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001201888.pdf>

【問い合わせ先】

自動車局整備課 久手、成澤
代表：03-5253-8111（内線42423）
直通：03-5253-8600

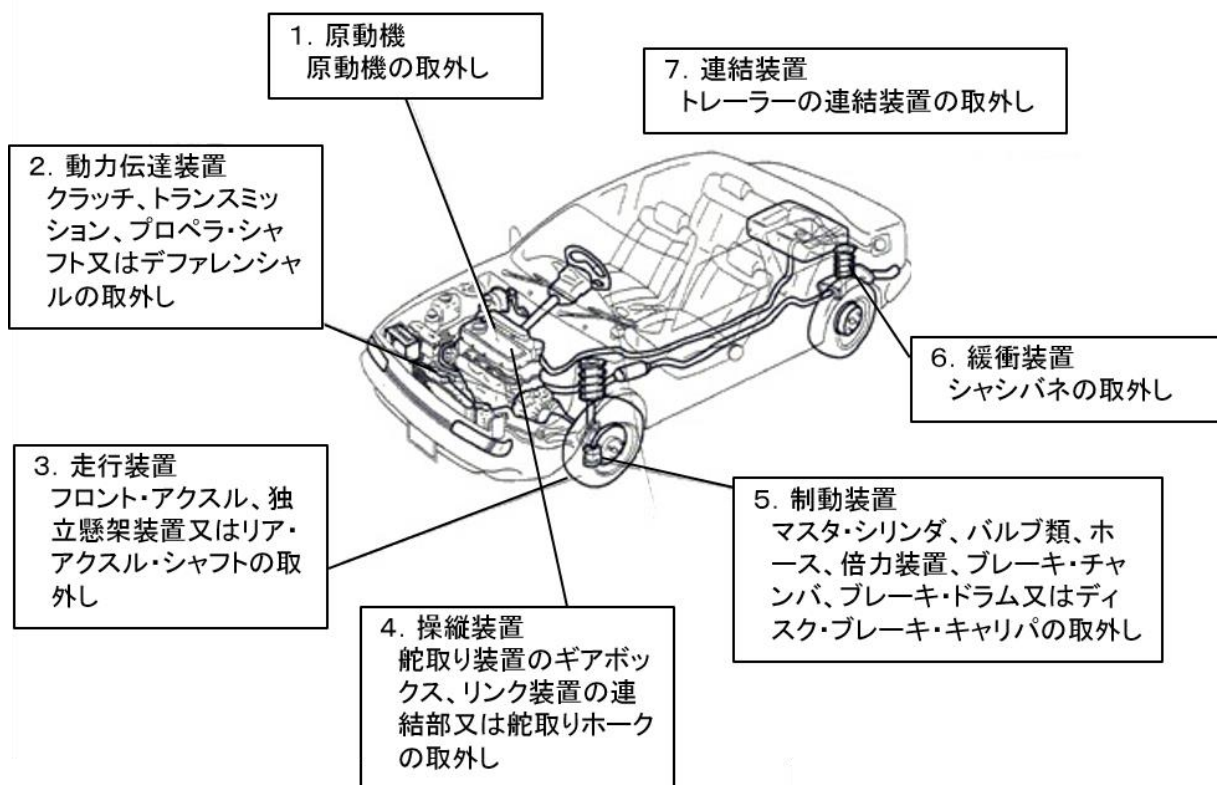
(参考)

「分解整備」とは、原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であって国土交通省令で定めるものをいう。(道路運送車両法第 49 条に規定)

国土交通省令

[道路運送車両法施行規則第 3 条] (分解整備の定義)

分解整備の例

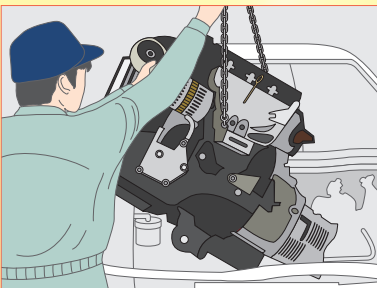


違法整備！ あなたの クルマは大丈夫？

自動車の
分解整備業を行うには
国の認証が必要です。

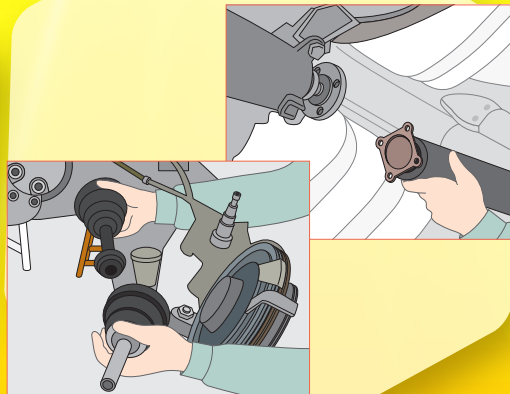
国の認証が必要な作業例(分解整備の例)

1 原動機 (エンジン脱着)

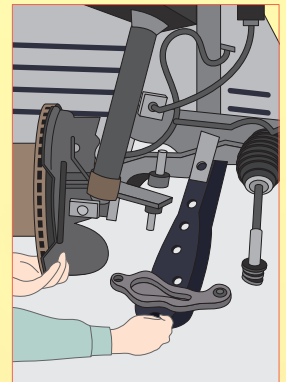


2 動力伝達装置

(ドライブシャフト、プロペラシャフトなどの脱着)

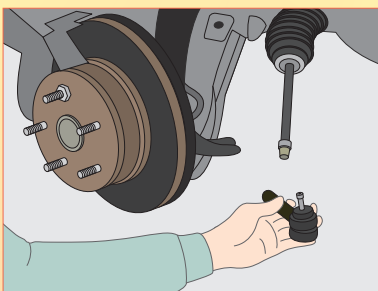


3 走行装置 (ロアアーム脱着)



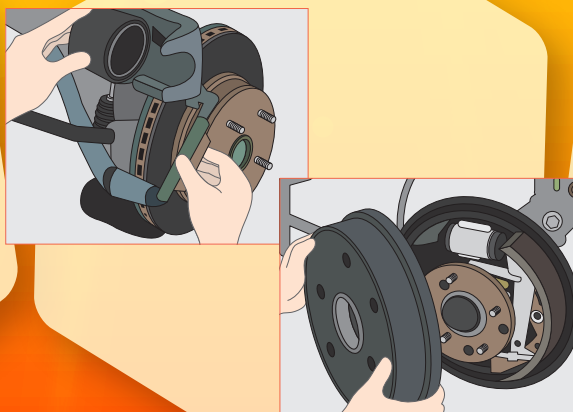
4 かじ取り装置

(タイロッドエンド脱着)



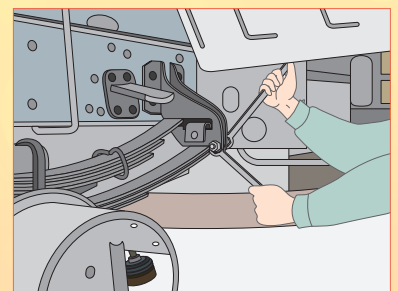
5 制動装置

(ブレーキパッド等、ブレーキ部品の交換)



6 緩衝装置

(リーフスプリング脱着)



未認証行為は、道路運送車両法違反です！！

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

道路運送車両法 第七十八条（認証）

自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

道路運送車両法 第九十条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（九）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を営んだ者

